

## 物 件 明 細 書

売却区分の番号	吉岡町－2	見積価額	金5, 523, 000円
		公売保証金	金560, 000円
<b>財産の表示</b>			
1 所 在 地	北群馬郡吉岡町大字下野田字森下 1010番4	地 番	299m <sup>2</sup>
(以上登記簿による表示)			
物件の位置	JR上越線八木原駅から約1. 5km(直線距離)		
公法上の規制	非線引都市計画区域 第2種中高層住居専用地域 建ぺい率60% 容積率200% 農業振興地域外 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない		
接道状況	南側 幅員約4. 8m舗装町道(2194号線)(建築基準法第42条1項1号道路) 接面道路との高低差:概ね等高		
物件の概況	地勢	概ね平坦	
	画地条件	間口約17m 奥行約17m	
	形状	ほぼ整形地	
	供給処理施設	上水道:引込可 下水道:なし 都市ガス:なし	
使用状況等	1 平成30年6月7日現在、賃貸借について農業委員会に届出はありません。 2 耕作はされておらず、雑草等が繁茂している状態です。		
特記事項	<p>1 入札者は吉岡町農業委員会又は群馬県が発行する農地法【3条】又は【5条】による「買受適格証明書」の提出が必要となります。また、公売財産の所有権移転には、農地法で規定する許可が必要となります。なお、買受適格証明書の交付申請にあたっては下記のとおり申請期間の指定があり、申請から交付までに1ヶ月前後を要します。その他詳細は吉岡町農業委員会(0279-54-3111 内線167)へお問い合わせください。</p> <p>(買受適格証明書交付申請期間)          ①平成30年9月21日、25日 ②平成30年10月22日から25日  <u>※5条での申請をされる場合は、交付日と公売期日を考慮し、①の期間で申請をお願いします。</u></p> <p>2 対象物件は、公共下水道区域に該当します。ただし、対象物件への本管は整備されていませんので、公共下水道へ接続する場合には布設工事が必要になります。詳しくは吉岡町役場上下水道課下水道室(0279-26-2284)へお問合わせください。</p> <p>3 対象物件は、相続財産管理人が選任されています。</p>		
注意事項	<p>1 吉岡町は不動産登記簿上の権利移転のみを行います。</p> <p>2 吉岡町は公売財産の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き等についても、すべて買受人自身で行ってください。</p> <p>3 権利移転および危険負担の移転の時期は、農業委員会等の許可があつた時とします。なお所有権取得後の財産の棄損、消失等による損害は買受人の負担となります。他の法令等により制限のある場合はこれに従います。</p> <p>4 権利移転に要する費用は買受人の負担とします。なお、公売財産の権利移転につき登記(録)を要するものについては、買受代金納付後速やかに町長に対して所有権移転登記(録)を請求するとともに、権利移転に伴う費用(登録免許税、登記(録)嘱託書の郵送料)を提出してください。</p> <p>5 公売財産の面積は、公簿上によるものです。</p> <p>6 境界は、隣接地所有者と協議する必要があります。</p> <p>7 吉岡町は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>8 事前に公売財産の現況及び関係公簿等を確認したうえで入札してください。</p>		
その他事項	非課税財産(消費税法別表第一に掲げる財産をいいます。土地は非課税財産です。) 農地(入札に当たっては、農業委員会等が発行する買受適格証明書が必要です。)		

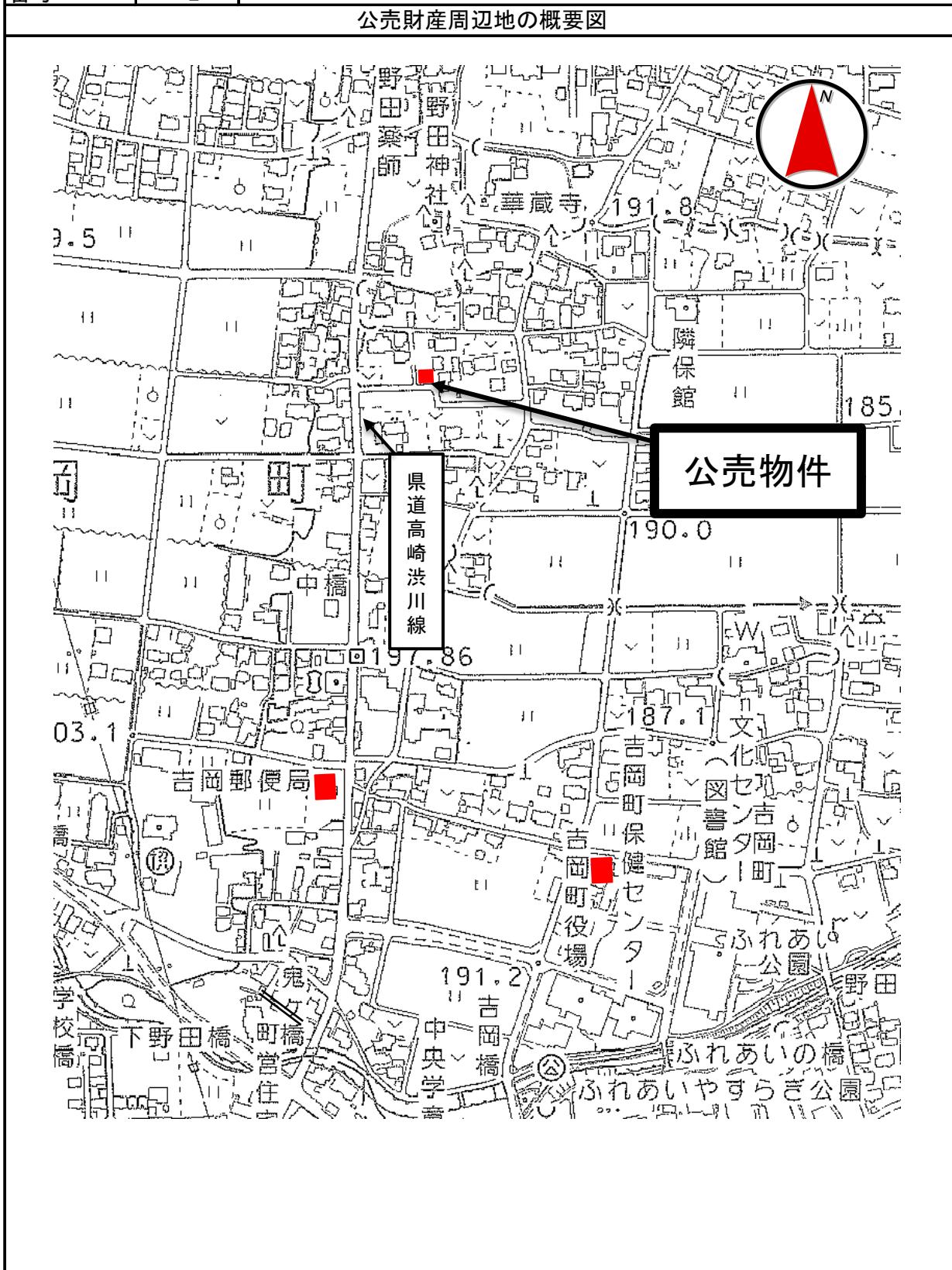
問い合わせ先

吉岡町役場 財務課 税務室 電話 0279-26-2238(直通)

## 公売財産周辺地の概要図

売却区分の  
番号 吉岡町  
-2

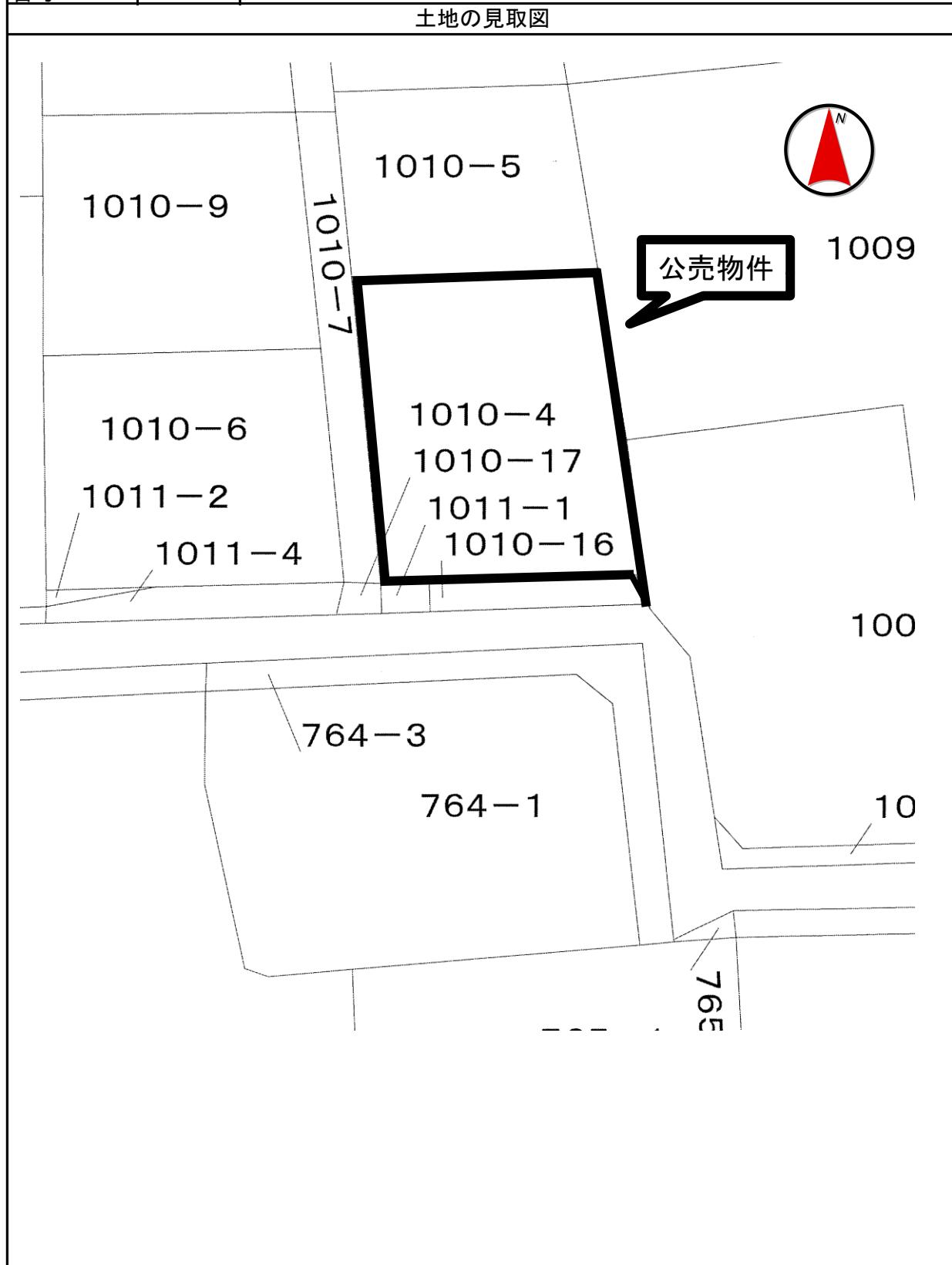
公売財産周辺地の概要図



## 土地の見取図

売却区分の番号	吉岡町-2
---------	-------

土地の見取図



売却区分の 番号	吉岡町 -2
-------------	-----------

## 写 真



南西から



南東から



北西から

※写真上の枠線はおよその目安であり、実際の境界を示すものではありません。